

コロナリスク対応型事業継続補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)
第4条の規定に基づき、コロナリスク対応型事業継続補助金(以下「本補助金」という。)の交付に
ついて、規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内中小企業等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者
(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号、以下「強化法」という。)第2条第1項に規定す
る中小企業者をいう。以下同じ。)に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの又は任
意グループ(組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあ
り組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定
める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行う
ものをいう。以下同じ。)をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業リスクの軽減とともに、感染予防を図りつつ事業
継続を確かなものとするため、県内中小企業等が策定する新型コロナウイルス感染症対応BCP
(Business Continuity Plan:事業継続計画)(以下「コロナBCP」という。)の実効性向上を
目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第3欄に掲げる事業(以下「補助事業」と
いう。)を行う同表の第1欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)に対し、同表の第2欄に掲
げる期間に実施した事業を対象として、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助金の額
が同表の第6欄に定める額を下回る場合は対象としない。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2に掲げる経費(国、市町村その他の団体からの補助等
の対象となるものを除く。以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含
まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する
仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226
号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、別表1
の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(千円未満は切り捨てとし、同表の
第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。
 - 3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業につい
ては、補助対象としないものとする。
 - 4 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっ
ては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費
については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者
への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及
び様式第2号によるものとする。

(審査)

第6条 県は交付申請書の提出があったときは、別に定めるコロナリスク対応型事業継続補助金審査要領に基づき、申請内容について審査するものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告は、様式第4号にて行うものとし、添付すべき書類は、様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(現地調査等)

第10条 県は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて職員に現地調査等を行わせることができる。

(補助金の支払い)

第11条 県は、規則第18条第1項の通知の後、速やかに補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(概算払)

第12条 補助事業者は、概算払による本補助金の支払いを希望する場合、1回に限り交付決定額の2分の1の額(千円未満は切り捨て)を限度に概算払請求できるものとし、様式第7号を提出するものとする。

2 県は、概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第8号によりあらかじめ通知するものとする。

3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、概算払による補助金を補助対象経費の支払い以外の用途に用いてはならないものとする。

4 県は、第1項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出され

ていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(財産の処分制限)

第 13 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第 7 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(収益納付)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 30 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第 15 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。

別表1（第4条関係）

1 補助対象者	コロナBCPを策定済又は策定予定であり事業計画の期間中に策定できる 県内中小企業者等 ただし、以下に掲げる（1）から（4）のいずれかに該当する場合は除く （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する 風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者 （2）政治及び宗教に関わる組織又は団体 （3）鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴 力団員等 （4）その他、本補助金の趣旨に照らして適当でないと判断される者	
2 補助対象期間	交付決定日から令和4年2月28日 まで	保健所からの指導があった日から 令和4年2月28日まで
3 補助事業	次に掲げる（1）～（3）のいずれか に該当するもの （1）コロナリスク対応事業 （2）新事業展開調査・検討事業 （3）その他、コロナBCPの実効性 を高めるために実施する事業	消毒事業 ただし、保健所の指導に基づき、外 部業者に委託して実施するものに 限る
4 補助率	1/2	
5 限度額	50万円（いずれの事業の組み合わせにかかわらず、1社あたりの限度額とする）	
6 下限額	30万円	10万円

別表2（第4条関係）

補助事業	区分	内容
コロナリスク 対応事業	調査費	サイバーセキュリティの調査や対策への助言など、外部専門家 又は専門機関に依頼するための謝金、旅費又は業務委託に要す る経費
	導入費	サイバーセキュリティ対策のために必要なシステム・製品の購 入費、リース費、使用料
	改修費	ソーシャルディスタンス確保のためのレイアウト変更経費、設 備等の移設経費、換気設備導入経費
	その他	コロナリスクに対応するために実施する事業に要する経費
新事業展開調 査・検討事業	調査費	自社で実施する市場調査やマーケティングに要する経費（従業 員人件費を除く）又は外部の専門家（機関）を活用した新規事 業展開への助言や市場調査・マーケティングに要する経費
	原材料費	新規事業展開を見据えた試作品作製に要する原材料費
	その他	新事業展開の調査や検討に要する経費
消毒事業	委託費	感染者発生時における事務所、店舗、工場等、自社が使用する 施設（県内に限る）のスペースの消毒作業を外部業者に依頼し て行うための経費 ただし、保健所から指示のあったスペースに限る
その他		コロナBCPの実効性を高めるために実施する事業に要する経費